事　 務　 連　 絡

令和6年4月17日

障害児通所支援事業所　各位

古河市役所　障がい福祉課

令和６年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う

人工内耳装用児支援加算の対象者の認定について

　　　平素は、市福祉行政にご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、表題の件につきまして、本市においては、下記の通り、取り扱うこととなりましたので、

ご確認の上ご対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。

1. **今般の改正内容**

令和６年度障害福祉サービス等報酬改定により、本年４月から児童発達支援においては人工内耳装用児支援加算の見直し、放課後等デイサービスにおいては人工内耳装用児支援加算が新設されました。

**2.　本市の対応について**

　　　人工内耳装用児支援加算の対象となる児童が利用している事業所は、障がい福祉課へ**人工内耳を**

**装用していることがわかる書類（※）**を提出していただくようお願いいたします。

※人工内耳装用者カードの写し、医師意見書など

**3.　提出期限及び算定方法**

　　　①令和6年4月1日から算定する場合

**令和6年5月１5日（水）**

　　　②令和6年5月1日以降に算定する場合

**1)各月15日までに提出された場合は、提出された月の1日から算定**

**2)各月16日以降提出された場合は、翌月1日から算定**

**問い合わせ先**

〒306-0221　古河市駒羽根1501　「健康の駅」（古河市総和福祉センター内）

障がい福祉課　障がい福祉係　市川**、**小林TEL：0280－92－4919（直通）